

諮問番号：平成 30 年度 諮問第 5 号

答申番号：平成 30 年度 答申第 7 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

裁決についての「本件審査請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第 2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間に係る法人市民税均等割の減免申請（以下「本件減免申請」という。）に係る減免申請書（以下「本件申請書」という。）の提出後に、これに添付することとされている事業報告書及び活動計算書（以下これらを「事業報告書等」という。）を普通郵便で送付しており、事業報告書等が届いていないのであれば、途中での紛失又は処分庁側の人為的問題が考えられる。

また、処分庁は、請求人が平成 30 年 2 月 26 日（以下「本件提出期限」という。）までに事業報告書等の提出を求める旨の文書（以下「本件催促書」という。）を確認した後、速やかに事業報告書等を提出したにもかかわらず、本件提出期限から 1 日、2 日遅れただけで本件減免申請の却下処分（以下「本件処分」という。）を行うなど、その対応には問題がある。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

法人市民税の減免を受けようとする者は、事業報告書等を提出しなければならないところ、請求人はこれを提出せず、処分庁は減免を受けようとする事由を確認できなかったため、本件処分は、適法かつ正当なものである。

第 3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 平成 29 年 6 月 26 日、請求人は、処分庁に対し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間に係る法人市民税均等割の額（税額〇円）を記載した申告書を提出するとともに、本件減免申請を行った。

本件申請書には、事業報告書等は添付されておらず、本件申請書の「事業報告書・収支決算書等提出予定日」の欄に「平成 29 年 7 月 10 日」と記載されていたが、請求人から同日までに事業報告書等は提出されなかった。

イ 平成 30 年 2 月 2 日、処分庁は、請求人に対し、本件催促書を配達証明郵便により送付した。本件催促書は、同月 3 日に請求人に到達した。

ウ 平成 30 年 2 月 27 日、処分庁は、本件処分を行った。

エ 平成 30 年 2 月 28 日、処分庁は、請求人から同月 27 日の消印が押された封書により収支計算書を受領した。

オ 平成 30 年 5 月 8 日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 本件処分について

本件減免申請に当たっては、札幌市税条例（昭和 25 年条例第 44 号。以下「条例」という。）の規定により、収益事業を行っていないことの証明として事業報告書等の提出が必要であったところ、請求人は、本件申請書に記載した提出予定日までに事業報告書等を提出しなかったばかりか、処分庁が本件催促書により事業報告書等の提出を求めてもなお、これに応じなかったことが認められる。

よって、請求人が収益事業を行っていないことを確認できなかったために行われた本件処分に、違法又は不当な点はない。

2 審理員審理手続（日付は、平成 30 年）

5 月 28 日	審査庁（札幌市長）が、請求人の審査請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を請求人に通知
6 月 25 日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
7 月 22 日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
7 月 25 日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
8 月 1 日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同じ内容である。

第5 調査審議の経過（日付は、平成30年）

8月8日	審査庁から諮問
8月17日	第1回調査審議（平成30年度第5回札幌市行政不服審査会）

第6 審査会の判断の理由

地方税法(昭和25年法律第226号)第312条第3項第4号に掲げる公共法人等は、毎年4月30日までに、前年4月1日から3月31日までの期間中の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を、当該期間中において有する事務所等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならないとされており（同法第321条の8第19項）、この「公共法人等」には、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）で均等割のみを課されるものが含まれる（地方税法第294条第7項及び第312条第3項第4号）。

一方、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる（地方税法第323条）、札幌市においては、公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに準ずべき者は、市民税の減免を申請することができるものとされ、市長は、「特にその必要があると認める者」に限り、これを減免することができる（条例第35条第1項第3号及び第5号並びに第3項）。

これを受け、特定非営利活動法人で均等割を課されるものについては、公益社団法人及び公益財団法人に準ずべき者として、法人市民税均等割の減免申請対象者とされており（法人市民税均等割の減免基準について（昭和59年7月13日税政部長通知。以下「減免基準」という。）1(2)）、その者が収益事業（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号に規定する収益事業をいう。以下同じ。）を行わない場合には、「特にその必要があると認める者」に該当するものとされている（減免基準2(2)ウ）。

また、市民税の減免を申請する者は、納期限までに、必要事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならないとされており(条例第35条第2項)、法人市民税均等割の減免を申請する場合は、事業報告書等その他の書類のうち必要なものを添付するものとされている(減免基準4(1))。当該書類のうち事業報告書等については、収益事業を行っていないことを確認するために必要であるため、納税義務者に対して送付している文書及び減免申請書において、事業報告書等の提出が必須である旨を明記している。

なお、減免申請書が納期限後に提出されたものであっても、同一年度内であれば受付するほか、法人の決算時期等によっては、申請期限までに事業報告書等その他の書類を用意できないことがあり得るため、減免申請書に当該書類の提出予定日を記載の上、後日提出することを認める取扱いとしている(法人市民税事務取扱要領(平成11年5月14日税政部長決裁)第2章第7節1(1)及び減免基準4(1))。

そこで、本件について見ると、請求人は、収益事業を行わない特定非営利活動法人であるとして本件減免申請を行ったが、本件申請書には事業報告書等が添付されておらず、本件申請書において事業報告書等の提出予定日として記載されていた平成29年7月10日までに請求人から事業報告書等が提出されなかったため、平成30年2月2日に処分庁が請求人に対して本件催促書を配達証明郵便により送付し、同月3日にこれが請求人に到達したことが認められる(前記第3の1(1)ア及びイ)。そして、本件提出期限までに請求人から事業報告書等が提出されなかったため、本件減免申請に係る法人市民税均等割について、その減免の必要性の判断基準である収益事業を行っていないことを確認することができず、同月27日に処分庁が本件処分を行ったことが認められる(同ウ)。

この点、請求人は、事業報告書等については、平成29年7月中に普通郵便で処分庁に送付しており、これが届いていないのであれば、途中での紛失又は処分庁側の人為的問題が考えられると主張しているが、これを裏付け、又は推認させる根拠は何ら示されておらず、請求人の主張を認めるべき事由は見当たらないと言わざるを得ない。

また、請求人は、本件提出期限に本件催促書を確認した後、速やかに事業報告書等を提出したにもかかわらず、本件提出期限から1日、2日遅れただけで本件処分を行うなど、処分庁の対応には問題があると主張しているが、本件催促書は配達証明郵便

により平成 30 年 2 月 3 日に請求人に到達しているため、同日には請求人がこれを了知し得べき状態に置かれていたと解すべきであり、請求人は同日から本件提出期限まで十分な期間があったにもかかわらず、現に本件提出期限までに事業報告書等を提出していないのであるから、本件提出期限の翌日に本件処分を行った処分庁の判断が社会通念上著しく不合理であるとは認められない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第 1 のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸 本 太 樹
委員	鈴 木 光
委員	林 賢 一